

東京都行政書士会国分寺支部(政治連盟国分寺支部併用)

諸手当支給の会計事務処理要綱

(目的)

この要綱は、東京都行政書士会国分寺支部細則第 29 条(実費支給)及び第 31 条(冠婚葬祭の支出)の制定に基づき、諸手当支給項目(慶弔含む)と金額を明確にし、会計事務処理の円滑を図るため設置する。

ただし政治連盟国分寺支部会計処理も併用するが同連盟に関わる事務は同会計にて処理する。

第 1 条	代議員派遣費(本会総会と政連大会・いずれかのみ出席の場合も含む)		3,000 円
第 2 条	支部街頭無料相談会に出席した場合の業務費		3,000 円
第 3 条	支部独自無料相談会に出席した場合の業務費		3,000 円
第 4 条	支部事業で外部折衝・企画会議・説明会等に参加した場合の派遣費		3,000 円
第 5 条	支部事業として各種イベント等に参加した場合の交通費 (ただし、政治連盟は従前どおりである。)		2,000 円
第 6 条	支部事務費(支部事務所)	月額	5,000 円
第 7 条	業務調査費	会計監査時 1 人につき	3,000 円
第 8 条	支部長が各支部長会等に出席した場合の派遣費	1 回につき	3,000 円
第 9 条	上記以外の支部渉外費	1 回につき	3,000 円
第 10 条	支部研修会講師謝礼費	1 人につき	20,000 円
第 11 条	本会及び他支部並びに関係団体等の招待等で出席した場合の祝儀金 (指定額の場合はその額)		10,000 円 以内
第 12 条	関係団体の会議等に参加した場合の参加費 (指定額の場合はその額)		10,000 円 以内
第 13 条	政連支部要請により各候補の演説会等に参加した場合の交通費		1,000 円
第 14 条	各候補主催の報告会、後援会、対策会議等行事に参加した場合の派遣費		3,000 円
第 15 条	各候補への陣中見舞金等(予算の範囲内で支出することを可とする)		10,000 円 以内
第 16 条	政連支部事務費	月額	1,500 円
第 17 条	支部会員が結婚したときの祝金		5,000 円
第 18 条	支部会員が死亡したときの香典		10,000 円
第 19 条	支給については該当年度迄の本会費及び支部会費の未納会員には適用しない。また、政連未加入者の 処遇、在籍その他で事情判断困難の場合、又緊急事態の事情発生の場合には支部役員会(政連含む) にて協議(書面決議等を含む)する。		

付則

1. この要綱の改廃は、支部役員会(政連含む)の議決を経なければならない。
2. この要綱以外は慣例応用とし、必要により支部役員会(政連含む)で協議する。
3. この要綱は平成 22 年 3 月 24 日から施行する。
4. この要綱は、令和 5 年 7 月 22 日に改正、ただちに施行する。